

# 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例における特定事業許可事業者に係る行政処分に関する基準

(目的)

**第1条** この基準は、栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成10年栃木県条例第37号。以下「条例」という。)第10条の規定により、栃木県知事から特定事業の許可を受けた者(以下「特定事業許可事業者」という。)の違反行為等に対し、条例第24条第1項の規定に基づき、許可の取消し又は特定事業の停止(以下「行政処分」という。)を命ずる場合について必要な事項を定めることにより、行政処分の公平かつ統一性の確保及び不適正な土砂等の埋立て等の抑止を図ることを目的とする。

(用語の定義)

**第2条** この基準における用語の意義は、条例、栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(平成11年栃木県規則第3号。以下「規則」という。)及び栃木県行政手続条例(平成7年栃木県条例第39号)の規定の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 違反行為 条例又は条例に基づく処分に違反する行為をいう。
- (2) 条件違反行為 条例第14条の規定により付された条件に違反する行為をいう。
- (3) 許可基準 条例第13条第1項から第3項に規定する基準をいう。
- (4) 欠格要件 条例第13条第1項第1号イからリまでに掲げる要件をいう。
- (5) 他法令違反行為 栃木県生活環境の保全等に関する条例(平成16年栃木県条例第40号)及び規則第5条の3第3号に掲げる法令のほか、土砂等の埋立て等を行う上で密接に関連する法令の規定に違反する行為をいう。
- (6) 行政処分の事実等行政処分を受けた者の名称、当該行政処分の内容、当該行政処分を受ける原因となった事実その他必要な事項をいう。

(許可の取消し)

**第3条** 知事は、特定事業許可事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消すことができる。

- (1) 別表第1に掲げる違反行為をしたとき。
- (2) 他法令違反行為をし、罰金の刑に処せられ、又は行政処分を受けたとき。(悪質な場合に限る。)(条例第24条第1項第4号該当)
- (3) 次条の規定による事業の停止処分を、過去3年間に2回以上受けている場合において、次条第1項各号に該当するに至ったとき。(条例第24条第1項第4号該当)
- (4) 次条の規定による事業の停止処分を受けている場合において、これに違反して特定事業を行ったとき。(条例第24条第1項第4号該当)

(事業の全部又は一部の停止)

**第4条** 知事は、特定事業許可事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める期間の事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 別表第2に掲げる違反行為をしたとき 60日以下
- (2) 別表第3に掲げる違反行為をしたとき 30日
- (3) 別表第4に掲げる違反行為をしたとき 15日
- (4) 他法令違反行為をし、罰金の刑に処せられ、又は行政処分を受けたとき(前条第2号に規定する場合を除く。) 15日以上60日以下(条例第24条第1項第4号該当)

2 前項の規定により事業の停止を命ずる場合は、事業の全部の停止を命ずるものとする。ただし、知事が必要と認められるときは、事業の一部の停止を命ずることができる。

(軽減措置)

**第5条** 次のいずれかに該当する場合は、第3条並びに前条第1項第1号又は第2号に定める処分の内容を軽減することができる。この場合において、許可の取消処分にあつては事業の180日以下の停止処分に、事業の60日以下の停止処分にあつては30日以下の停止処分に、30日停止処分にあつては15日停止処分にするものとする。

- (1) 違反行為等及びそれに伴い発生した不適正な土砂等の埋立て等について、自主的に是正措置を講じたと認められるとき。
- (2) その他軽減するに足りる相当の理由があると認められるとき。

2 前項の規定は、次条第2号から第4号までに掲げる場合は適用しない。

(加重措置)

**第6条** 次のいずれかに該当する場合は、第4条第1項第1号及び第2号に定める処分の内容を加重することができる。この場合において、事業の15日停止処分にあつては30日停止処分へ、30日停止処分にあつては60日停止処分へ、60日以下の停止処分にあつては60日以上180日以下の停止処分にするものとする。

- (1) 同時期に複数の違反行為等をしたとき。
- (2) 違反行為等が極めて悪質であると認められるとき。
- (3) 違反行為等により事業の停止処分を受けてから3年を経過していないとき。
- (4) 前各号に掲げるほか、指導に従わないなど加重するに足りる相当の理由があると認められるとき。

(手続)

**第7条** 特定事業許可事業者に対して、本基準に基づき行政処分を行う場合は、栃木県行政手続条例第13条第1項の規定に基づき、聴聞又は弁明の機会の付与を行うものとする。ただし栃木県行政手続条例第13条第2項各号の規定に該当する場合は、この限りでない。

2 前項の聴聞又は弁明の機会の付与の通知は、聴聞期日又は弁明書提出期限の概ね2週

間前までに特定事業許可事業者に通知するものとする。

- 3 第5条又は第6条の規定による軽減措置又は加重措置については、前項の通知を发出するまでに適用するものとする。ただし、聴聞又は弁明の内容において新たな事実、情状等が認められた場合はこの限りでない。

(公表)

**第8条** 行政処分を行った場合は、当該行政処分の事実等について、次の方法により公表するものとする。ただし、公表することにより、個人の権利利益を著しく害するおそれがあるときは、行政処分の事実等の一部を公表しないことができる。

- (1) 報道機関への情報提供
- (2) 栃木県ホームページへの掲載
- (3) 栃木県環境森林部廃棄物対策課及び栃木県内の環境森林事務所及び環境管理事務所各所における閲覧

(通知)

**第9条** 行政処分を行った場合は、当該行政処分の事実等について、栃木県内の環境森林事務所及び環境管理事務所及び栃木県警察本部並びに市町に対し、通知するものとする。

附 則

この基準は平成19年4月1日以降に行う行政処分について適用する。

附 則 (平成30年3月1日改正)

この基準は平成30年3月1日から適用する。

### 別表第1（取消し）

	条 項	関係条項	違反内容
①安全基準不適合土砂等埋立て	条例第24条第1項第1号	条例第8条第2項	安全基準に適合しない土砂等の埋立て等に関し、措置命令に従わない。
②不正の手段による許可取得	条例第24条第1項第2号	条例第10条、第15条第1項又は第22条の2第1項	不正の手段により特定事業の許可を受ける。
③埋立て等引き続き1年以上休止	条例第24条第1項第3号	条例第10条	特定事業を引き続き1年以上行っていない。
④欠格要件該当	条例第24条第1項第4号	条例第13条第1項第1号イからリ	欠格要件に該当する。
⑤無許可変更	条例第24条第1項第6号	条例第15条第1項	変更許可を受けずに特定事業の変更を行う。
⑥地位承継者欠格要件該当	条例第24条第1項第8号	条例第23条第1項	特定事業許可事業者の地位を承継した者が、欠格要件に該当する。
⑦措置命令違反	条例第24条第1項第9号	条例第25条第1項	特定事業に関し、緊急の措置命令に従わない。
		条例第25条第2項	特定事業の許可を受けていない土砂等の埋立て等に関し、措置命令に従わない。

### 別表第2（60日以下）

	条 項	関係条項	違反内容
①許可条件違反	条例第24条第1項第5号	条例第14条(第15条第5項及び第22条の2第3項で準用する場合を含む。)	特定事業の許可に付した条件に違反した。
②土砂等搬入届等届出義務違反	条例第24条第1項第7号	条例第16条	土砂等搬入届、土砂等発生元証明書、検査試料採取調書、計量証明書等を提出しない。

### 別表第3（30日）

	条 項	関係条項	違反内容
①土砂等管理台帳作成・記載義務違反	条例第24条第1項第7号	条例第17条第1項	土砂等管理台帳を作成せず、又は第17条第1項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をする。
②特定事業状況報告書等報告義務違反	条例第24条第1項第7号	条例第17条第2項	特定事業状況報告書を報告せず、又は虚偽の報告をする。
③定期水質検査等実施義務違反	条例第24条第1項第7号	条例第18条第1項	定期の水質検査等を行わない。
④完了時等水質検査等実施義務違反	条例第24条第1項第7号	条例第18条第2項	特定事業を完了又は廃止したときに、水質検査等を行わない。
⑤定期水質検査等報告義務違反	条例第24条第1項第7号	条例第18条第3項	定期の水質検査等又は特定事業を完了若しくは廃止したときの水質検査等について、知事への報告を行わない。
⑥安全基準不適合土砂等報告義務違反	条例第24条第1項第7号	条例第18条第4項	特定事業に関し、特定事業の区域の土壌中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときに、知事に報告しない。

### 別表第4（15日）

	条 項	関係条項	違反内容
①周辺住民等への未周知等	条例第24条第1項第7号	条例第18条の2	特定事業許可の内容を周辺住民その他の利害関係者に周知させるよう努めない。
②関係書類の縦覧義務違反	条例第24条第1項第7号	条例第19条	関係書類を周辺住民その他の利害関係人者の縦覧に供しない。
③標識の掲示義務違反	条例第24条第1項第7号	条例第20条第1項	標識を掲示しない。
④境界の明示義務違反	条例第24条第1項第7号	条例第20条第2項	特定事業区域と特定事業区域以外の地域との境界を明らかにする表示を行わない。
⑤車両への表示義務違反	条例第24条第1項第7号	条例第20条の2	車両への表示を行わない。